

図書館資料選定会議設置要領

制定 平成20年 9月10日

施行 平成20年 9月10日

1 目的

この要領は、柏市立図書館における図書館資料の選定業務の円滑化を図るため、図書館資料選定会議（以下「選定会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

2 選定会議

(1)選定会議は、図書館サービス担当リーダーを長とし、一般図書、児童図書の各担当で図書館長が指名した職員により開催する。

(2)選定会議の開催日を一般図書担当は毎週水曜日、児童図書担当は毎月第2・4木曜日とする。

3 選定資料

選定会議で行う図書館資料の内容は、次のとおりとする。

(1)一般図書担当

- ・ 一般図書全般
- ・ 障がい者用資料
- ・ 参考図書
- ・ 郷土・行政資料
- ・ 逐次刊行物（新聞及び雑誌）
- ・ 視聴覚資料

(2)児童図書担当

- ・ 児童図書全般
- ・ 参考図書
- ・ 郷土・行政資料
- ・ 逐次刊行物（雑誌）
- ・ 視聴覚資料

5 選定方針

図書館資料の選定方針は、別に定める「柏市立図書館資料収集方針」に基づき行うものとする。

6 資料の購入

図書館資料の購入は，選定会議で選定し，館長がこれを決定する。

7 補則

この要領に定めるもののほか，選定会議の運営に関し必要な事項は，館長が別に定める。

附則

この要領は，平成20年9月10日より施行する。

附則

この要領は，平成25年4月1日より施行する。